

農薬の適正使用と最近の農薬を めぐる情勢について

兵庫県農林水産部
農業改良課

- 1 農薬の適正使用について
- 2 農薬の安全使用について
- 3 最近の農薬を巡る情勢について
- 4 各種届出について

1 農薬の適正使用について

農薬とは？ (法第2条)

農作物を栽培するときに、病気や害虫、雑草を防除して農作物を保護したり、生育を促進・抑制したりするもの

- ・ 農作物を加害する病虫害や雑草の防除に用いる薬剤
殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、誘引剤など
- ・ 植物成長調整剤
発根促進剤、着果促進剤、無種子果剤など
- ・ 生物農薬
寄生バチ、テントウムシ、カブリダニ類など

農薬に該当しないもの

非対象病害虫

- ・蚊・ハエなどの衛生害虫
- ・クモ、アリ、ムカデなどの不快害虫
- ・ペット・家畜のノミ、ダニなどの寄生虫

非対象用途

- ・非農耕地(道路、駐車場、グラウンド等)の雑草※
※公園や緑地等であっても、植栽管理を行う樹木等に用いる場合は、農薬を使用しなければならない。



これらの防除に使用する薬剤は、農薬に該当しない

農薬でない除草剤の表示義務

(法第22条第1項)

容器又は包装に「農薬として使用できない」旨の表示

(法第22条第2項)

公衆の見えやすい場所に「農薬として使用できない」旨の表示

※農薬でない除草剤と農薬登録のある除草剤を明確に区分して陳列すること



農薬取締法の概要

(昭和23年 7 月 1 日法律第82号)

農薬の安全確保

農薬の輸入・製造→販売→使用

<法制定の背景>

- ・不正・粗悪な農薬の出回りを防止
- ・農薬の品質保持・向上

<目的>

- ・農業生産の安定
- ・国民の健康の保護
- ・国民の生活環境の保全

農薬取締法の仕組み～農薬の流通と規制～

無登録農薬の製造・輸入の禁止

輸入者・製造者

無登録農薬の販売禁止
回収命令

販売者

農薬の使用基準の遵守

使用者

無登録農薬の使用禁止

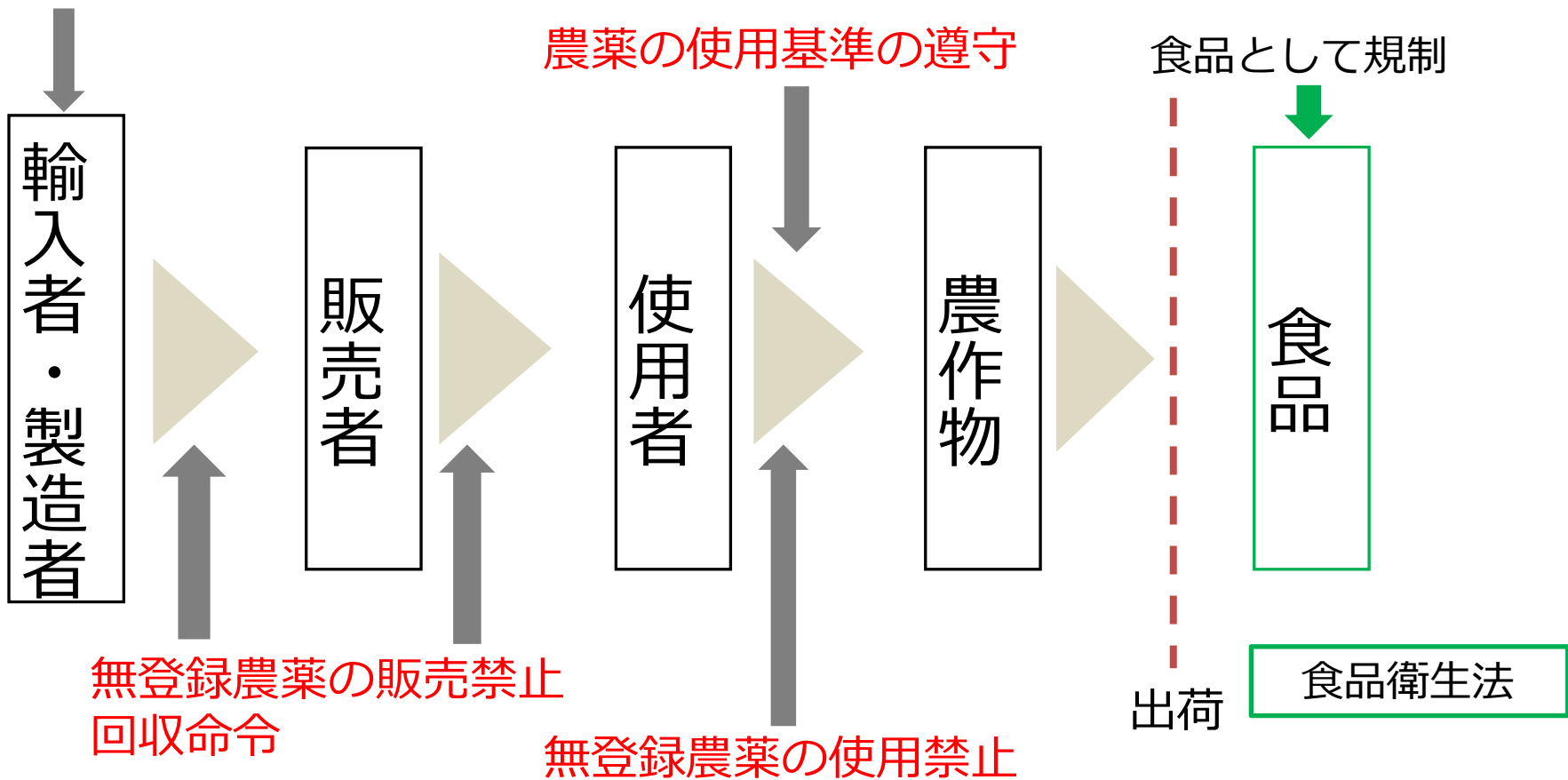
農作物

食品として規制

食品

出荷

食品衛生法



農薬登録制度（農薬取締法第3条）

国（農林水産省等）の審査をクリアした農薬だけが登録され、輸入・製造・販売及び使用できる。

農林水産省登録
第〇△〇△号



科学的評価により安全性が確認できない農薬は登録されない

特定農薬（農薬取締法第3条）

原材料からみて、明らかに農作物等、人畜や水産動植物に害を及ぼすおそれがないものとして、農林水産大臣、環境大臣が指定する農薬

- ・ 重曹
- ・ 食酢
- ・ 土着天敵（使用場所と同一都道府県内で採取）
- ・ エチレン
- ・ 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る）

農薬の使用基準（法第25条第3項）

農薬使用者

＜主要内容＞ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

罰則を伴う遵守義務

- ①表示事項（ラベル）の遵守
- ②農薬使用計画書の提出（くん蒸、有人ヘリ、ゴルフ場）
- ③住宅地等において農薬を使用する際の飛散防止措置
- ④被覆を要する農薬の使用（クロルピクリン剤など）
- ⑤農薬の使用履歴の記帳

①表示事項（ラベル）の遵守

農薬使用者

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	総使用回数
トマト	アブラムシ類	2000～3000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	3回
ミニトマト	カメムシ類	2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	3回
樹木類	ケムシ類	4000～8000倍	200～700L/10a	発生初期	6回

▶ 作物は、大作物群、中作物群、小作物群に分類される。

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名 品種名等の例
野菜類	葉菜類	非結球あぶらな科葉菜類	みずな	みずな（京菜、水菜、京水菜）
		結球あぶらな科葉菜類	きゃべつ	

類似しているが異なる適用作物例

1	だいず	えだまめ	10	ピーマン	ししとう
2	いんげんまめ	さやいんげん	11	だいこん	はつかだいこん
3	キャベツ	芽キャベツ	12	しそ	しそ(花穂)
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	13	やまのいも	やまのいも(むかご)
5	しょうが	葉しょうが	14	さくら	食用さくら(葉)
6	しょうが	うこん	15	てんさい	かえんさい
7	たまねぎ	葉たまねぎ	16	メロン	漬物用メロン
8	レタス	非結球レタス	17	すいか	漬物用すいか
9	トマト	ミニトマト			

18	とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく(花茎)	葉にんにく

②農薬使用計画書の提出

- ・くん蒸により農薬を使用するとき
- ・有人ヘリを用いて農薬を使用するとき
- ・ゴルフ場において農薬を使用するとき



毎年度、使用する最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない

罰則：3年以下の懲役または100万円以下の罰金

③住宅地等における農薬を使用する際の飛散防止措置

農薬使用者

農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼさないように注意する。

対策1 農薬の使用回数と量を減らす

- ・被害の早期発見に努める
- ・農薬の定期散布（予防的散布）をしない
- ・抵抗性の強い品種等を導入
- ・物理的防除（被害枝の除去等）

③住宅地等における農薬を使用する際の飛散防止措置

農薬使用者

対策2 農薬使用の際に守るべきこと

- ・ 飛散しにくい薬剤を選択
誘引剤、塗布剤、樹幹注入剤、粒剤など
- ・ 風向を配慮し、適度な圧力で散布
- ・ 事前に十分な周知を行う

④被覆を要する農薬の使用

農薬使用者

クロルピクリンを含有する農薬使用時は、土壌から当該農薬の揮散防止に必要な措置を講じるよう努めなければならない

— クロルピクリン散布時の留意事項 —

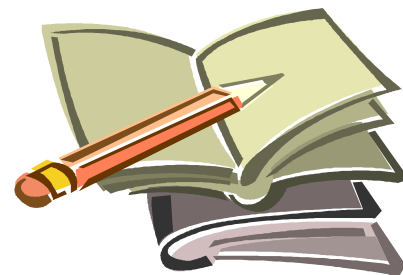
- ・ 処理後はすぐにポリエチレン、ビニール等により被覆
- ・ 高温時の処理は避ける
- ・ 作業時は防毒マスクを着用
- ・ 住宅、畜舎、鶏舎周辺では、風向に注意して処理し、他剤での処理も検討
- ・ 残農薬は密封し、農薬保管庫に収納し、子供などの手が届かないように注意

⑤農薬の使用履歴の記帳

農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

記載しなければならない事項

- ・ 農薬を使用した年月日
- ・ 農薬を使用した場所
- ・ 農薬を使用した農作物等
- ・ 使用した農薬の種類又は名称
- ・ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数



農薬販売者の帳簿の整備（法第20条）

- ・ 販売者は、農薬の譲受数量と譲渡数量を記載した帳簿を保存しなければならない。
- ・ 帳簿は少なくとも 3 年間保存しなければならない。（農薬取締法施行規則第十六条）

2 農薬の安全使用について

農薬事故の発生状況

令和6年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は**17件**。また、農作物や魚類の被害は**11件**あった。

事故等の対象	件数	主な原因
人	17件	・ マスク、メガネ、服装等の装備が不十分であった ・ 防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出 ・ ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出 ・ 保管管理不良等による誤飲誤食 ・ 運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損
農作物	7件	・ 農薬の飛散防止対策が不十分だった ・ 土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった又何らかの理由で漏洩した可能性
魚類	4件	・ 農薬を水路や河川に流出させた

農薬安全使用の4つの原則

① 使用する人の安全

② 作物に対する安全

③ 農産物に対する安全

④ 環境に対する安全



①使用する人の安全 ～健康への配慮～

- ・ 農薬用マスク、メガネ、ゴム手袋、防除衣などを着用
- ・ 朝夕の涼しい、風の少ない時間帯を選ぶ
- ・ 長時間散布を避ける
- ・ 過労や体調不良のときの散布は禁物
- ・ 作業中の喫煙、飲食、作業後の飲酒は避ける



②作物に対する安全～薬害防止の配慮～

- ・ 適正な農薬を適切な濃度で使用する
- ・ 「品種」や「生育段階」を踏まえて防除する
- ・ 「高温」や「乾燥」条件下を避ける

③農産物に対する安全～作物農薬残留への配慮～

- ・ 作物に登録がある農薬を使用する
- ・ 定められた使用回数、濃度、時期を守る
- ・ 隣接する作物へ農薬が飛散しないようにする

～飛散低減対策～

- ・ 飛散しないように散布

ノズルの圧力に注意し、作物の近くから散布

- ・ 近隣作物への配慮

散布予定農薬の近隣作物への適用の有無、
(適用有りの場合) 散布時期の確認

- ・ 近隣生産者との連携、物理的対策等

散布予定農薬の周知、緩衝地帯の設置、遮蔽シート等の設置



④環境に対する安全

～周辺住民、ミツバチや水生動物等への配慮～

- ・ 周辺住宅への飛散、住民への配慮
- ・ 周辺の生態系への配慮
- ・ 用水、河川への**農薬流出防止**
- ・ 土壌汚染防止



～農薬の散布液、洗浄液の取扱いについて～

散布液の調製

事前に散布濃度、面積を確認し、**必要量**を調製する。
悪天候が予想される場合は、**調製を見合わせる。**

散布液の残液

散布ムラの調整に使用し、
必ずその場で使い切る。

~~河川等水系への廃棄~~

散布器具等の洗浄液

ほ場内で農作物の**植え付け**
がされていない土壌表面に散布する。

～農薬の保管・管理について～

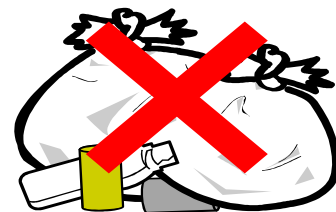
- ・ 農薬専用の保管場所をつくり、
散布作業中も必ず鍵をかける！



- ・ 毒物・劇物の農薬は専用の保管庫に入れ、各々
医薬用外毒物 **医薬用外劇物** の表示を行う。
- ・ 農薬の有効年月をチェックし、期限切れ農薬は使用しない。
- ・ 他の容器への移し替えは行わない。

～不要になった農薬は？～

- ・ 事業者は、一般ゴミと区別して、
産業廃棄物として処理を行う
(根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- ・ 産業廃棄物処理業者へ処分を委託
(JAや農薬販売店でも回収を行っていることがあります)
- ・ 空き容器の野焼きは禁止です。



令和8年度 農薬危害防止運動

実施期間 6月～8月

<運動テーマ>

- ・使用前、
周囲よく見て
ラベル見て

<運動内容>

- ・啓発ポスターの
作成、配布など

**農薬使用前、
周囲よく見て
ラベル見て**

誤飲を防ぐため、**施錠**された
場所に保管する等**保管管理の徹底**

確認しよう！**農薬ラベル**による
使用基準の徹底確認

使用前に必ずラベルで
作物名・使用方法・防護装備の
確認をしましょう！

土壌くん蒸剤を使用した
後の適切な管理の徹底

看板の設置等
周囲に配慮

土壌くん蒸剤
立ち入り禁止

住宅地等で農薬を使用する
際の周辺への配慮及び
飛散防止対策の徹底

近隣住民への
事前告知

正しく扱うことが
一番お得です！

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/ 農薬の適正使用 農林水産省 検索

令和8年度農薬危害防止運動 農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

3 最近の農薬を巡る情勢

農薬取締法の一部改正について（平成30年6月15日公布）

1 再評価制度の導入

令和3年度より農薬（既登録）の「再評価制度」が開始
最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を実施
今後15年ごとを目途に再評価



● 具体的な進め方

令和3年度から開始し、国内での使用量が多い農薬から
順次実施（初年度：グリホサート、ネオコチノイド系農薬等）

農薬の安全性に関する審査の充実

1 農薬使用者に対する影響評価の充実

農薬毒性だけでなく、使用方法・防護用具で異なる摂取量も考慮

2 動植物に対する影響評価の充実

ミツバチへの影響（直接花粉花蜜を持ち帰った蜂、幼虫、蜂群）

3 農薬原体が含有する成分への評価の導入

有効成分、製剤中の不純物を評価

みどりの食料システム戦略

食料・農林水産業の生産力向上と持続性を両立する

(6) みどりの食料システム戦略
関係資料抜粋

**みどりの
食料システム戦略**

食料・農林水産業の生産力向上と
持続性の両立をイノベーションで実現

**MAFF
農林水産省**

みどりの食料システム戦略
HP、説明動画

関係資料抜粋
令和4年4月

47

みどりの食料システム戦略（概要）
～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマダリ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスプライアンス要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し、地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築
・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
・国産品の評価向上による輸出拡大
・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大
・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
・地域資源を活かした地域経済循環
・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承
・環境と調和した食料・農林水産業
・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

2

みどりの食料システム戦略

2050年までに目指す姿(抜粋)

- ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ・ 有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- ・ 化学肥料の使用量を30%低減

みどりの食料システム戦略

化学農薬の低減に向けた取組み

1 総合的な病害虫管理体系の確立・普及

- 抵抗性品種
- 生態系の相互作用（天敵など）
- 生物学的防除技術（生物農薬など）

2 新規農薬等の利用・スマート防除技術体系の確立

- 低リスク化学農薬 ● 新規生物農薬 ● RNA農薬
- 除草ロボット
- AI等を用いた病害虫の早期・高精度な発生予察技術
- ドローンによるピンポイント散布 等

ドローンに関する規制の見直しについて

1 許可・承認制度創設（H27年9月公布 H27年12月施行）

- ①一定の空域（空港周辺、高度150m以上、人口集中地区上空）
 - ②一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）
- 飛行ごとに国土交通大臣の許可・承認が必要

2 機体登録制度創設（R2年6月公布 R4年6月施行）

100g以上の無人航空機（ドローン）に対して、所有者情報を機体に紐づける制度。2022年6月20日から義務化され、登録されていない機体は原則として屋外で飛行させることができない。→所有者等の登録と登録記号の表示が必要

3 機体認証・ライセンス制度創設（R3年6月公布、R4年12月施行）

レベル4飛行（有人地帯での補助者なし目視外飛行）を実現するために創設された制度
レベル3飛行と呼ばれる無人地帯での目視外飛行は原則として許可・承認なく飛行可能
ドローンの農薬散布は物的投下飛行でレベル4飛行に該当し、事前の許可認可が必要

無人航空機による農薬等の空中散布を行う場合に、一定の要件を満たす前提で危険物輸送や物件投下等に係る承認手続きを不要とするよう制度改正を行う。

現行制度

- 無人航空機による農薬等の空中散布は航空法上の「危険物輸送」及び「物件投下」に該当し、飛行の承認が必要。

制度改正の概要

- 農薬等の空中散布に係る無人航空機の飛行について、一定の要件を満たした場合には飛行の方法に係る承認※を不要とするよう改正。

※夜間飛行、目視外飛行、人又は物件から30m未満の飛行、危険物輸送、物件投下を指す(催し場所上空の飛行を除く)。

【主な要件】

飛行範囲

- 操縦者その他の関係者が所有等する土地であって、農地又は森林の区域内において、地表や農作物の上端から4m以下の高さの飛行

無人航空機の安全性

- 国土交通大臣が定める基準への適合(機体認証等を想定)
- 夜間、目視外、人又は物件から30m未満の飛行を行う場合は、総重量25kg未満であること。
- 飛行範囲を制限する機能(ジオフェンス機能等)、不具合発生時に安全を確保する機能(フェールセーフ機能等)等を有し、当該機能を使用して飛行させること。

操縦者の技能

- 夜間又は目視外飛行を行う場合は、自動操縦機能を有し、当該機能を使用して飛行させること
- 安全な飛行に必要な知識及び能力として国土交通大臣が定めるものの具備(技能証明等を想定)

運航体制

- 飛行マニュアルの作成・遵守、第三者の立入管理措置の実施、飛行経路下に第三者物件がない

無人航空機による農薬事故

！事故等が発生した場合は！

機体事故・紛失等

→ 地方航空局へ報告

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005
大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

農薬の流出・ドリフト等

→ 都道府県の農薬指導部局へ報告

管内の各農林振興事務所へ

事故防止のポイント

- 1 操縦者と補助者の連携強化
- 2 事前確認の徹底
- 3 適切な飛行方法での飛行
- 4 農薬飛散の防止

総合防除の考え方



<総合防除とは>

総合防除は、予防、判断、防除を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が発生するレベル以下に病害虫の発生を抑える方法

<総合防除に必要な措置>



総合防除の必要性

＜病害虫防除を巡る状況の変化＞

- 温暖化等に伴う発生地域の拡大、発生量の増加等
- 化学農薬への過度の依存による薬剤抵抗性の出現

＜今後の防除対策＞

- 病害虫の被害の軽減を図りつつ、持続的な生産を確保するためには、**「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進**が必要



植物防疫法の一部改正（R5.4.1施行）

- 国が総合防除への転換のための指針、都道府県が指針に基づき総合防除の具体的内容を定める計画を策定
- 地域における総合防除体系の実証・普及を支援

本計画の対象とする病害虫

国が定める指定有害動植物及びそれ以外で本県が発生予察の対象としている有害動植物

虫害75 種、病害74 種（合計149 種）
（うち指定有害動植物91 種、指定有害以外58 種）

作物名	病害虫名
水稻	スクミリンゴガイ、斑点米カメムシ類、いもち病等
麦	アブラムシ類、赤かび病、さび病等
大豆	アブラムシ類、ハスモンヨトウ、ベと病等
果樹共通	果樹カメムシ類
かんきつ	アザミウマ類、ミカンサビダニ、かいよう病等
なし	カイガラムシ類、ニセナシサビダニ、黒星病等
ぶどう	ブドウトラカミキリ、晚腐病、ベと病等
野菜共通	オオタバコガ、コナガ、ハスモンヨトウ等
トマト	コナジラミ類、うどんこ病、黄化葉巻病等
だいこん	アブラムシ類、キスジノミハムシ、軟腐病等
はくさい	ハイマダラノメイガ、軟腐病、根こぶ病等
キャベツ	アブラムシ類、ハイマダラノメイガ、菌核病等
たまねぎ	アザミウマ類、軟腐病、灰色腐敗病
ねぎ	アブラムシ類、ネギハモグリバエ、さび病等
レタス	ネキリムシ類、灰色かび病、ビッグバイン病等
いちご	コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病等
かんしょ	基腐病

兵庫県総合防除計画の内容（R6.3.27公表）

第1 病虫害の総合防除の実施に関する基本的な事項

- ・ 計画の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、県における総合防除の基本方針

第2 病虫害の種類ごとの総合防除の内容

- ・ 総合防除の基本的な考え方、
作物（群）毎、病虫害毎の総合防除の内容及び留意事項

第3 病虫害防除に係る指導の実施体制及び連携

- ・ 関係機関の役割分担、実施体制

第4 異常発生時における防除の内容及び実施体制

- ・ 防除の内容、実施体制

作物（群）毎の総合防除の内容及び留意事項

【例】[水稻・共通事項]

総合防除の内容

【予防に関する内容】

- ・ 畦畔、農道及び休耕田の雑草管理を適正に行い、越冬病害虫の密度低下を図る。
- ・ 育苗は品種特性に応じた適正な播種量、施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・ 発生予察情報、病害虫の発生状況に基づき、必要に応じて育苗箱施用剤を施用する。 他

【判断、防除に関する内容】

- ・ 畦畔の整備、畦塗り等により漏水を防止し、農薬（除草剤等）の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

病虫害毎の総合防除の内容及び留意事項

【例】[水稻・個別事項] のうちトビイロウンカ

総合防除の内容
【予防に関する内容】 ・ 効果の高い箱施用剤（播種時処理を含む）を使用する。
【判断、防除に関する内容】 ・ 発生予察情報等により梅雨時期における大陸からの飛来状況を把握する。 ・ 7月中旬までに飛来した場合、“坪枯れ”の発生につながるおそれがあるため、防除を行う。 ・ 9月～10月が高温の場合、増殖が助長されているおそれがあるので、ほ場の見回りにより発生状況を確認する。 ・ 8月中旬までに短翅型雌成虫を見つけたら本田防除を行う。

総合防除計画の推進・普及について

■ 総合防除を防除の基本として、農薬使用者に普及啓発をお願いします。

↓ 農業者向け啓発チラシ

R6.3策定

兵庫県総合防除計画をご活用ください

兵庫県農林水産部農業改良課

兵庫県において病害虫の総合防除を推進するため、「兵庫県総合防除計画」を策定しました

【総合防除とは】
病害虫が発生しにくい生産環境をつくり(予防)、発生状況や予測に基づき防除の要否や時期を判断し(判断)、適切な防除方法を選択、実施する(防除)ことにより、化学農薬の使用量を最低限に抑え、農作物の被害が経済的に許容できる水準以下になるよう病害虫の密度を低く保つ方法


兵庫県総合防除計画
(県ホームページ)

●総合防除の基本的な考え方

○病害虫の発生しにくい環境条件の整備
・土壌診断に基づく適正な施肥管理、健全種苗の使用、農作物残さ、雑草の除去 等

○防除の要否、タイミングの判断
・ほ場の見回り、粘着シート等による病害虫の発生や被害状況の把握
・病害虫防除所が発表する発生予察情報等の活用

○多様な手段による防除
・生物的防除(天敵製剤、微生物農薬等)、
・物理的防除(粘着板、紫外線(UV-B)ランプ等)、
・天然物質由来の農薬等
これらを組み合わせ、化学農薬の使用量を合理的に低減できる技術を積極的に活用する。

○農薬の安全・適正使用
・農薬安全使用の4つの原則全てを確保した使用を徹底
・人畜毒性の低い、生活環境への影響が少ない農薬を選択に努める。
・同一農薬はRACコードが同じ農薬の連用を避け、作用機種の異なる薬剤と輪用する。

農薬安全使用の4つの原則

①使用する人の安全(健康への配慮)

②作物に対する安全(薬害防止への配慮)

③農作物に対する安全(食品に対する残留農薬への配慮)

④環境に対する安全(周辺住民や環境への配慮)

●作物(群)毎、病害虫毎の総合防除の内容及び留意事項

総合防除の具体的な技術を作物(群)毎、個別の病害虫毎に提示
水稲、麦、大豆、かんきつ、はくさい、キャベツ等15品目
(虫害75種、病害74種(合計149種))

【掲載例】
【水稲・個別事項】

病害虫名	総合防除の内容
トビイロウンカ	【予防に関する内容】 ・営農の高い稲作期(穂穂期以降)を含む。使用する。 【判断・防除に関する内容】 ・発生予察情報等により稲作期における水稲からの発生状況を把握する。 ・7月中旬までに発生した場合、“戸別”の発生につながるおそれがあるため、防除を行う。 ・9月～10月が高湿の場合、増殖が助長されているおそれがあるので、ほ場の見回りにより発生状況を確認する。 ・8月中旬までに稲穂が緑化を遂げた水稲は防除を行う。

●異常発生時における防除の内容及び実施体制

○防除の内容(全病害虫共通)

・適宜、薬剤による防除
・早期収穫
・被害株や被害果、作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等による処分の徹底
・ほ場及びその周辺の管理(雑草防除、土壌消毒等)の徹底

異常発生時とは
病害虫が異常な水準で広域的に発生し、農林水産大臣が緊急なまん延防止が必要と判断した時
(大臣は事前に異常発生時防除を行うよう指示)

○実施体制
県関係部署・機関、市町、JA等が構成する異常発生時に係る連絡会議を設置し、農業者への指導や支援等を行う。

<お問合せ先> 農林水産部農業改良課環境創造型農業推進班(植物防疫担当) 連絡先: 078-362-9206 (内線3997)

兵庫県総合防除計画掲載ホームページ

4 各種届出について

農薬販売業者が必要な届出



販売届

農薬販売届

販売者は、販売所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（根拠：農薬取締法）

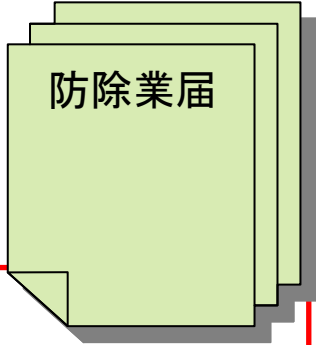
新規届

新たに業務を開始する場合は、業務開始の日までに提出

増設、変更、廃止届

届出事項に変更（廃止）が生じた場合は、
変更が生じた日から2週間以内に提出

防除業者が必要な届出



防除業届

防除業届

兵庫県内において農作物等に対する病虫害防除の業を営む者（防除業者）は、防除業届を知事に提出しなければならない。
（根拠：兵庫県防除業者に関する指導要綱）

新規届

新たに業務を開始する場合は、**業務開始の日までに提出**

変更、廃止届

届出事項に変更（廃止）が生じた場合は、**変更が生じた日から2週間以内**に提出

ゴルフ場事業者が必要な報告

農薬使用計画

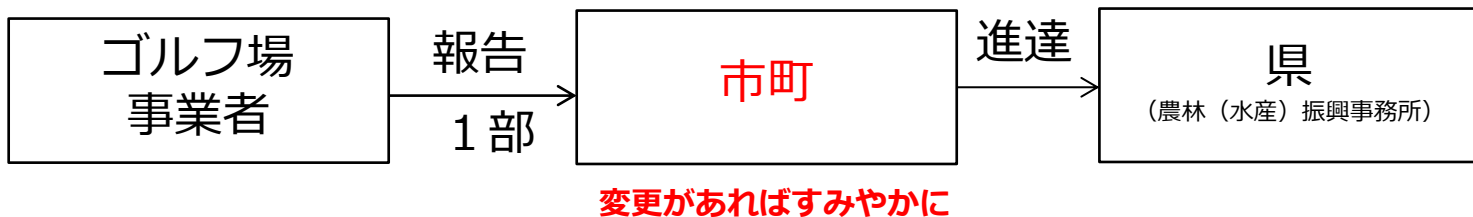
① 農薬使用計画の報告（根拠：農薬取締法）



② 農薬使用状況の報告（根拠：ゴルフ場における農薬安全使用に関する指導要綱）



③ 農薬管理責任者の選任又は変更の報告 （根拠：ゴルフ場における農薬安全使用に関する指導要綱）



まとめ

ラベルを守って！

1 農薬の適正使用

農薬登録されている農薬を使用する！
十分な余裕をもって、周辺へ周知を！

2 農薬の安全使用

残液、洗浄液は適切な処理を！